



新規学校卒業予定者の募集・求人申込みを行う事業主の方へ

若者雇用促進法により、平成28年3月から、新規学校卒業予定者の募集・求人申込みを行う場合、積極的に青少年の雇用情報を提供することが求められるようになりました!!

事業主の方は、応募者や、求人申込みをしたハローワーク・職業紹介事業者（職業紹介事業者としての学校を含む。）又は求人を紹介を受けた者から求めがあった場合、次の3類型それぞれについて、1つ以上の情報を提供する義務を負うこととなりましたので御注意ください。

類 型	内 容
募集・採用に関する状況	<ul style="list-style-type: none">・直近3事業年度の新卒採用者数・離職者数・直近3事業年度の新卒採用者数の男女別人数・平均勤続年数 ※参考値として、可能であれば平均年齢についても情報提供をしてください。
職業能力の開発・向上に関する状況	<ul style="list-style-type: none">・研修の有無及び内容・自己啓発支援の有無及び内容・メンター制度（後輩社員の悩みなどに、先輩社員が相談に乗ったり、助言を行ったりするバックアップ体制）の有無・キャリアコンサルティング制度（人材育成制度）の有無及び内容・社内検定等の制度の有無及び内容
企業における雇用管理に関する状況	<ul style="list-style-type: none">・前年度の月平均所定外労働時間の実績・前年度の有給休暇の平均取得日数・前年度の育児休業取得対象者数・取得者数（男女別）・役員に占める助成の割合及び管理的地位にある者に占める女性の割合

⚠ 固定残業代の表示について

固定残業代とは、一定時間分の時間外労働、休日労働、深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金のことです。従業員が定額部分を超える時間外労働などをした場合、事業主は、固定残業代に加えて、超過した分の時間外労働手当や休日労働手当などを支払う必要があります。

近年、求人票や募集要項において固定残業代の表示をめぐるトラブルが多く見受けられます。

固定残業代を採用する事業主の方は、トラブルが発生しないよう求人・募集の段階で次のことを明示するよう心掛けてください!!

- ・固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法
- ・固定残業代を除外した基本給の額
- ・固定残業時間を超える時間外労働、休日労働、深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うこと



など

詳しくは、香川労働局職業安定部（087-811-8922）までお問合せください。

<事業主、管理者のみなさまへ>

たばこの煙から働く人を守る職場づくりは進んでいますか？

労働安全衛生法の改正により、平成27年6月1日より、職場の受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること)防止対策の実施が努力義務となりました。又、その中で、特に**妊婦、呼吸器・循環器等に疾患をもつ人及び未成年者の労働者への受動喫煙防止の格別の配慮を求められています。**

たばこの主流煙(喫煙者が直接吸う煙)よりも副流煙(火のついたたばこの先から出る煙)に、高い濃度の有害物質が多く含まれています。たばこの煙の害は、喫煙者本人の健康を脅かす以上に、非喫煙者の健康に多大な影響を及ぼすため、非喫煙者にたばこの煙を吸わせない労働環境整備が必要です。

法律の対象となる事業者は？

資本金や常時雇用する労働者の人数に関わらず、**すべての事業者が対象**です。

具体的にどうしたらいいの？

事業者は現状把握と分析を行い、衛生委員会などで具体的な対策を決め、実施していきます。厚生労働省では、次のような支援をしていますので、ぜひ御利用ください。

①受動喫煙防止対策助成金制度

中小企業事業主が喫煙室以外での喫煙を禁止するために喫煙室を設置する等の取組に対する費用の一部助成

②支援事業・・・利用はすべて無料

【相談支援】

- ・受動喫煙防止対策のための計画・実施体制・問題点の解決方法等の相談
- ・事業場における受動喫煙防止のための建物内禁煙や喫煙室設置による空間分煙など施設・設備の相談
- ・受動喫煙防止対策助成金の申請等に関する相談
- ・受動喫煙防止対策についての企業研修等への講師派遣 等

【測定支援】

たばこの煙の濃度及び喫煙室の換気状態を把握し、職場における効率的な受動喫煙防止対策を行うために必要な測定機器の無料貸与

(貸与機器) デジタル粉じん計、風速計、一酸化炭素計、臭気計

●詳しくは、厚生労働省ホームページでご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/kitsuen/index.html

気軽に無料の相談事業を活用し、あなたの事業所にあった受動喫煙防止対策を進めましょう。



※高松市でも「禁煙相談・出前講座」を実施しています。市のホームページ等で詳細を御確認の上、お気軽にお問い合わせください。

お問合せ先：高松市保健所保健対策課

電話 087-839-2860

E-mail hc@city.takamatsu.lg.jp